**平成２８年（フ）第２６０号**
高知市長浜5287番地８　築山コーポ201号
債務者　北川　　誠
1　決定年月日時　平成28年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２８年（フ）第１８９５号**
札幌市東区本町２条２丁目１番５号　ＲＡＲＡ本町302号
債務者　葛西　一也
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第１９８３号**
札幌市中央区南10条西８丁目２番27―803号
債務者　二川　洋子
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第１９８８号**
札幌市西区宮の沢４条４丁目７番13―202号
債務者　山家　尚美
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第１９９３号**
札幌市中央区宮の森３条10丁目１番21―102号
債務者　赤川　文洋
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２００１号**
北海道江別市元江別819番地の19
債務者　濱野　紀昭
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２００８号**
札幌市南区澄川６条６丁目２番12号　グレートバリーⅠ―203号
債務者　山谷真奈美
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２０１８号**
札幌市北区北35条西３丁目２番23―405号
債務者　小松　淳也
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２０２４号**
札幌市白石区菊水９条３丁目４番31―402号
債務者　岡垣　一幸
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２０３２号**
札幌市中央区南８条西８丁目521番地42　プランドール205号
債務者　関谷　真美
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２０２号**
北海道釧路郡釧路町光和２丁目41番地　レジデンス光和Ａ号室（住民票上の前住所）
債務者　福居カツヱ
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
釧路地方裁判所

**平成２８年（フ）第１４１号**
北海道河西郡中札内村西２条南２丁目１番地公園団地１－３
債務者　五日市英治
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２８年（フ）第５４０号**
埼玉県飯能市大字中山511番地１　中山団地１―104
債務者　吉田　喜一
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第５４１号**
埼玉県飯能市大字中山511番地１　中山団地１―104
債務者　吉田　規子
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第５４２号**
神奈川県横浜市港北区菊名６丁目30番18―304号
債務者　加藤　　桂（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第６０９号**
埼玉県所沢市くすのき台２丁目５番地の17　パシフィックハウス105
債務者　盛田　賢一
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第６９号**
新潟県三条市東鱈田21番地２
債務者　小原　成友
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
新潟地方裁判所三条支部